

◎町村役場の所在地を府縣道の路線の

起終點に採擇せられたき陳情

郡制廢止に伴ふ府縣道の路線認定に付其の起點又は終點たるべき樞要の地の採擇標準に就ては、郡制廢止の當時に隨分論議せられたものであつたが、就中町村役場所在地の地を樞要の地として府縣道の起終點たるの資格を付與すべしとする説と、之を否とする説とあつて結局遂に之を採らざることに決定したものである。

所が、實際の路政を行ふ上に於て、内務省の決定した標準は當を得ないものとし町村役場所在地をも府縣道の起終點たらしむべしとする論が漸く起り、縣當局其の他から口頭又は書面を以て内務當局に陳情する向が多くなつた。近日福島縣會からも、滿場一致の決議を以て之に關し次の如き意見書を内務大臣へ提出した。(松生)

道路法改正ニ關スル意見書

曩ニ郡制廢止ニ伴ヒ道路法ヲ改正シテ郡道ニ關スル規定ヲ

削除セラレタル結果郡役所々在地ヨリ郡内町村役場所在地ニ達スル路線ノ大部ハ町村道ニ歸屬セシメラレタルモ個ハ府縣所屬ノ行政廳ヨリ其ノ隸屬行政廳ニ達スル必須ノ路線ナルヲ以テ彼ノ府縣廳ヨリ郡役所ニ達スル路線ト等シク之ヲ府縣道ト爲スノ至當ナルノミナラス所在町村ヲシテ之カ維持修繕費ヲ負擔スルノ外更ニ一般國府縣道ニ對スル費用ヲ分擔セシムルハ即チ所謂二重ノ負擔ニ任セシムルモノニシテ隨テ其ノ偏輕偏重ヨリ自ラ維持修繕方法ノ不統一ヲ馴致シ延イテ交通上ノ便否難易ニ至大ノ影響ヲ及ホスヘキハ勢ノ當ニ免ルヘカラサル所ナリトス、而シテ是ノ如キハ固ヨリ本縣ノミニアラサルヘシト雖而モ舊郡道ノ多カリシ本縣ニ在リテハ特ニ其ノ所感ノ痛切ナルモノアリテ存ス切ニ庶幾クハ聰明ナル閣下深ク叙上ノ情狀ヲ諒察セラレ現行道路法中ニ右等ノ路線ヲ府縣道ト爲スヘキ規定ヲ加フルノ改正ヲ行ヒ以テ道路行政上ノ缺陷ヲ補完セラレムコトヲ右本縣會全會一致ノ議決ヲ具シ府縣制第四十四條ニ依リ謹テ意見書呈出候也

大正十三年十二月十七日

福島縣會議長 鈴木重郎治

内務大臣 若槻禮次郎殿